

秋田県秋田海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第1号	秋田県漁業協同組合	男鹿市船川港南平沢地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点区第8号(男鹿市船川港石油備蓄基地防波堤西端灯台(船川港防波堤灯台から223度1.920メートル)前に設定した点をいう。以下同じ。)から152度390メートルの点 イ 基点区第8号から148度690メートルの点 ウ 基点区第8号から171度770メートルの点 エ 基点区第8号から187度520メートルの点	第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	男鹿市船川港南平沢	ア 漁具の敷設中屋間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業者権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さ、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。 イ 幹網及び幹網止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。 ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。
区第2号	秋田県漁業協同組合	男鹿市船川港増川地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点区第9号(男鹿市船川港女川鵜ノ崎に設定した点をいう。以下同じ。)から97度37分54秒1.648メートルの点 イ 基点区第9号から96度13分01秒1.934メートルの点 ウ 基点区第9号から109度46分04秒2.051メートルの点 エ 基点区第9号から113度22分56秒1.779メートルの点	第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	男鹿市船川港増川	ア 漁具の敷設中屋間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業者権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さ、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。 イ 幹網及び幹網止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。 ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。
区第3号	秋田県漁業協同組合	男鹿市船川港女川地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点区第9号から98度43分31秒1.402メートルの点 イ 基点区第9号から106度30分26秒1.584メートルの点 ウ 基点区第9号から145度48分29秒1.163メートルの点 エ 基点区第9号から143度56分50秒893メートルの点	第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	男鹿市船川港女川	ア 漁具の敷設中屋間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業者権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さ、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。 イ 幹網及び幹網止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。 ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。
区第4号	秋田県漁業協同組合	男鹿市船川港台島地先(鵜ノ崎沖)	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点区第15号(男鹿市船川港船川灯台(鵜ノ崎)をいう。以下同じ。)から249度00分1.140メートルの点 イ 基点区第15号から215度00分960メートルの点 ウ 基点区第15号から214度25分1.280メートルの点 エ 基点区第15号から239度25分1.420メートルの点	第一種区画漁業	わかめ・こんぶ・貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	男鹿市船川港台島	ア 漁具の敷設中屋間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業者権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さ、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。 イ 幹網及び幹網止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。 ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第5号	秋田県漁業協同組合	男鹿市船川港台島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点区第10号(男鹿市船川港台島宇不動前、不動橋東端上流に設定した点をいう。以下同じ。)から159度30分450メートルの点 イ 基点区第10号から147度00分1,000メートルの点 ウ 基点区第10号から167度00分1,240メートルの点 エ 基点区第10号から186度00分800メートルの点	第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	男鹿市船川港台島	ア 漁具の敷設中屋間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さ、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。 イ 幹網及び幹網止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。 ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。
区第6号	秋田県漁業協同組合	男鹿市船川港椿地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点区第11号(男鹿市船川港椿、椿漁港第1防波堤灯台前に設定した点をいう。以下同じ。)から158度00分530メートルの点 イ 基点区第11号から141度30分560メートルの点 ウ 基点区第11号から146度30分750メートルの点 エ 基点区第11号から136度00分800メートルの点 オ 基点区第11号から142度00分1,090メートルの点 カ 基点区第11号から157度00分1,260メートルの点 キ 基点区第11号から163度00分1,300メートルの点	第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	男鹿市船川港椿	ア 漁具の敷設中屋間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さ、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。 イ 幹網及び幹網止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。 ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。
区第7号	秋田県漁業協同組合	男鹿市船川港双六地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点区第12号(男鹿市船川港椿、椿漁港埋立護岸に設定した点をいう。以下同じ。)から214度00分450メートルの点 イ 基点区第12号から172度00分370メートルの点 ウ 基点区第12号から177度00分660メートルの点 エ 基点区第12号から201度00分720メートルの点	第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	男鹿市船川港双六	ア 漁具の敷設中屋間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さ、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。 イ 幹網及び幹網止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。 ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。
区第8号	秋田県漁業協同組合	男鹿市船川港双六及び小浜地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点区第13号(男鹿市船川港双六打越167番地に設定した点をいう。以下同じ。)から238度30分870メートルの点 イ 基点区第13号から172度00分350メートルの点 ウ 基点区第13号から172度00分850メートルの点 エ 基点区第13号から217度00分1,140メートルの点	第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	男鹿市船川港双六及び小浜	ア 漁具の敷設中屋間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さ、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。 イ 幹網及び幹網止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。 ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第9号	秋田県漁業協同組合	男鹿市船川港本山門前地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点区第14号(男鹿市船川港本山門前阿治ヶ島に設定した点をいう。以下同じ。)から162度42分1.669メートルの点 イ 基点区第14号から169度54分1.681メートルの点 ウ 基点区第14号から181度00分650メートルの点 エ 基点区第14号から162度42分600メートルの点	第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	男鹿市船川港本山門前	ア 漁具の敷設中屋間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さ、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。 イ 幹網及び幹網止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。 ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。
区第10号	秋田県漁業協同組合	男鹿市船川港比詰及び脇本脇本地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点区第19号(男鹿市船川港と市脇本との境に設定した点をいう。以下同じ。)から166度55分59秒 1.481メートルの点 イ 基点区第19号から140度00分38秒1.860メートルの点 ウ 基点区第19号から146度53分01秒2.353メートルの点 エ 基点区第19号から163度27分53秒2.020メートルの点 オ 基点区第19号から179度18分03秒1.558メートルの点 カ 基点区第19号から165度47分14秒1.626メートルの点	第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	男鹿市船川港南平沢、船川、金川、比詰及び市脇本	ア 漁具の敷設中屋間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さ、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。 イ 幹網及び幹網止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。 ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。
区第11号	秋田県漁業協同組合	男鹿市戸賀戸賀地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点区第20号(男鹿市戸賀浜塩谷南側斜路の南端に設定した点をいう。以下同じ。)から265度22分310メートルの点 イ 基点区第20号から222度52分450メートルの点 ウ 基点区第20号から231度14分510メートルの点 エ 基点区第20号から247度24分760メートルの点 オ 基点区第20号から236度11分850メートルの点 カ 基点区第20号から244度57分1.020メートルの点 キ 基点区第20号から265度22分1.020メートルの点	第一種区画漁業	わかめ・こんぶ・貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	男鹿市戸賀	ア 漁具の敷設中屋間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さ、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。 イ 幹網及び幹網止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。 ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。
区第12号	秋田県漁業協同組合	男鹿市戸賀戸賀地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点区第20号から231度14分510メートルの点 イ 基点区第20号から216度44分650メートルの点 ウ 基点区第20号から236度11分850メートルの点 エ 基点区第20号から247度24分760メートルの点	第一種区画漁業	貝類・魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	男鹿市戸賀	ア 漁具の敷設中屋間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さ、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。 イ 幹網及び幹網止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。 ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第13号	秋田県漁業協同組合	潟上市天王地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点区第3号(潟上市天王江川字浜山の二等三角点をいう。)から230度00分2.800メートルの点 イ アから140度00分2.000メートルの点 ウ イから230度00分1.000メートルの点 エ ウから320度00分2.000メートルの点	第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	11月1日から翌年5月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	潟上市天王	ア 漁具の敷設中屋間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さ、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。 イ 幹網及び幹網止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。 ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。
区第14号	秋田県漁業協同組合	山本郡八峰町八森長坂地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点区第21号(山本郡八峰町八森字木戸沢と同町八森字御所の台との境に設定した点をいう。以下同じ。)から168度00分27秒397メートルの点 イ 基点区第21号から154度28分43秒619メートルの点 ウ 基点区第21号から180度00分00秒824メートルの点 エ 基点区第21号から195度46分53秒590メートルの点	第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	山本郡八峰町八森	ア 漁具の敷設中屋間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さ、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。 イ 幹網及び幹網止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。 ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。
区第15号	秋田県漁業協同組合	男鹿市北浦西黒沢地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点区第22号(男鹿市北浦字湯の尻と同市北浦字西黒沢との境の大明神崎に設定した点をいう。以下同じ。)から305度12分12秒1.568メートルの点 イ 基点区第22号から299度25分5秒1.294メートルの点 ウ 基点区第22号から289度14分18秒1.367メートルの点 エ 基点区第22号から296度04分06秒1.622メートルの点	第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	男鹿市北浦西黒沢	ア 漁具の敷設中屋間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さ、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。 イ 幹網及び幹網止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。 ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。
区第16号	秋田県漁業協同組合	由利本荘市岩城内道川地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点区第16号(由利本荘市岩城二古字川尻に設定した点をいう。以下同じ。)から287度49分45秒3.810メートルの点 イ 基点区第16号から282度50分52秒3.658メートルの点 ウ 基点区第16号から283度49分38秒3.966メートルの点 エ 基点区第16号から286度29分40秒4.017メートルの点	第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	11月1日から翌年6月30日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	由利本荘市岩城	ア 漁具の敷設中屋間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さ、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。 イ 幹網及び幹網止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。 ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第17号	秋田県漁業協同組合	男鹿市船越地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点区第7号(男鹿市脇本と同市船越との境に設定した点をいう。以下同じ。)から164度3分4秒1,714メートルの点 イ 基点区第7号から156度39分2秒1,968メートルの点 ウ 基点区第7号から163度46分12秒2,205メートルの点 エ 基点区第7号から171度05分24秒1,980メートルの点	第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	男鹿市船越	ア 漁具の敷設中屋間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さ、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。 イ 幹網及び幹網止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。 ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。
区第18号	秋田県漁業協同組合	山本郡八峰町八森岩館地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点区第23号(山本郡八峰町岩館四等三角点をいう。以下同じ。)から311度00分180メートルの点 イ 基点区第23号から309度00分158メートルの点 ウ 基点区第23号から275度18分211メートルの点 エ 基点区第23号から293度48分281メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	山本郡八峰町八森	ア 漁具の敷設中屋間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さ、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。 イ 幹網及び幹網止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。 ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。
区第19号	秋田県漁業協同組合	山本郡八峰町八森岩館地先(岩館漁港)	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線及び岩館漁港沖防波堤によって囲まれた区域 ア 基点区第23号から134度50分48秒347メートルの点 イ 基点区第23号から137度39分28秒348メートルの点 ウ 基点区第23号から140度34分30秒265メートルの点 エ 基点区第23号から136度53分19秒263メートルの点	第一種区画漁業	魚類養殖業	12月1日から翌年6月30日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	山本郡八峰町八森	ア 漁具の敷設中屋間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さ、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。 イ 幹網及び幹網止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。 ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。
区第20号	秋田県漁業協同組合	由利本荘市岩城内道川地先(道川漁港)	次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線及び道川漁港南防波堤によって囲まれた区域 ア 基点区第16号から340度10分01秒921メートルの点 イ 基点区第16号から339度57分19秒982メートルの点 ウ 基点区第16号から333度45分39秒1,042メートルの点 エ 基点区第16号から332度49分48秒1,019メートルの点	第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	11月1日から翌年6月30日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	由利本荘市岩城	ア 漁具の敷設中屋間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さ、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。 イ 幹網及び幹網止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。 ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第21号	秋田県漁業協同組合	にかほ市平沢地先(平沢漁港)	次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線及び平沢漁港乙突堤、西突堤、物揚場、航路護岸によって囲まれた区域 ア 基点区第24号(にかほ市の潮風公園四等三角点をいう。以下同じ。)から275度38分05秒307メートルの点 イ 基点区第24号から271度07分05秒279メートルの点 ウ 基点区第24号から259度54分44秒356メートルの点 エ 基点区第24号から262度51分59秒353メートルの点	第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	にかほ市平沢	ア 漁具の敷設中屋間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さ、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。 イ 幹網及び幹網止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。 ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。
区第22号	秋田県漁業協同組合	にかほ市金浦地先(金浦漁港)	次のア、イ、ウの各点を順次に結んだ線及び金浦漁港岸壁、取付護岸、防波堤B、防波堤Aによって囲まれた区域 ア 基点区第25号(にかほ市の大平山四等三角点をいう。以下同じ。)から327度23分04秒696メートルの点 イ 基点区第25号から326度46分00秒672メートルの点 ウ 基点区第25号から314度26分55秒741メートルの点	第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	にかほ市金浦	ア 漁具の敷設中屋間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さ、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。 イ 幹網及び幹網止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。 ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。
区第23号	秋田県漁業協同組合	にかほ市金浦地先(金浦漁港灯台前)	次のア、イの点及びウ、エの点を結んだ線並びに金浦漁港灯台前の護岸、甲突堤によって囲まれた区域 ア 基点区第25号(にかほ市の大平山四等三角点をいう。以下同じ。)から324度38分07秒375メートルの点 イ 基点区第25号から327度39分01秒347メートルの点 ウ 基点区第25号から316度34分14秒319メートルの点 エ 基点区第25号から316度09分05秒351メートルの点	第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	にかほ市金浦	ア 漁具の敷設中屋間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さ、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。 イ 幹網及び幹網止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。 ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。